

自己点検シート

(介護報酬編)

訪問看護・介護予防訪問看護

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日()

点検担当者：



訪問看護費・介護予防訪問看護費

頁数はR3年版のもの

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁		
					介護	予防	
利用者の要件		利用者の居宅において行われる 通院が困難な利用者	<input type="checkbox"/> 該当	アセスメントの記録 (訪問看護記録書 I) サービス担当者会議録	青P127	同左	
		通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が 不可欠な者	<input type="checkbox"/> いずれか 該当				
		【理学療法士等による訪問看護の場合】 家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋の状況の確 認を含めた訪問看護の提供	<input type="checkbox"/> 該当				
		主治の医師の指示	<input type="checkbox"/> 該当		訪問看護指示書		
		末期の悪性腫瘍又は「厚生労働大臣が定める疾病等」の患者 ⇒医療保険の対象	<input type="checkbox"/> 非該当	<p style="color: red;">「厚生労働大臣が定める疾病等」 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄 小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキン ソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性病及び パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上で あって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャ イ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳症、 ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄 性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候 群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態</p>	特別訪問看護指示書	青P214,215	同左
		精神科訪問看護の利用者 ⇒医療保険の対象					
訪問看護指示の有効 期間		【訪問看護ステーションの場合】 指示書の有効期間内	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護指示書	青P177	同左	
		【病院又は診療所の場合】 医師の診療の日から1月以内	<input type="checkbox"/> 該当	診療記録			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	訪問看護の所要時間	現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で算定	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書 サービス提供票 訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票	青P214,215	同左
		前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合(20分未満の訪問看護及び緊急の訪問看護を行う場合を除く。)は、それぞれの所要時間を合算	<input type="checkbox"/> 該当			
		1人の看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合は、それぞれの所要時間を合算	<input type="checkbox"/> 該当			
		所要時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、准看護師による訪問看護費(×90%)を算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		1人の看護職員又は理学療法士等(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。)が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士等が訪問看護を実施した場合は、職種ごとに算定	<input type="checkbox"/> 該当			
20分未満の訪問看護		短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 訪問看護計画書	青P213	同左
		20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む	<input type="checkbox"/> 該当			
		緊急時訪問看護加算の届出	<input type="checkbox"/> あり			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	准看護師の訪問 〔×90%〕	所定単位数×90%を算定	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票	青P213,214	同左
		居宅サービス計画書上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師が訪問する場合は、所定単位数×90%を算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		居宅サービス計画書上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師が訪問する場合は、所定単位数×90%を算定	<input type="checkbox"/> 該当			
	理学療法士等の訪問	看護業務の一環としてリハビリテーションを中心とした内容	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票	青P213~215	同左
		1回当たり20分以上実施し、週に6回を限度として算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		1日に2回を超えて実施した場合は、所定単位数×90%を算定 (介護予防訪問看護は所定単位数×50%を算定)	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用開始時に看護職員の訪問・評価	<input type="checkbox"/> 実施	訪問看護記録書Ⅱ	青P213~215	同左
		利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問・評価 (少なくとも概ね3月に1回程度)	<input type="checkbox"/> 実施			
		居宅サービス計画書上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士等が訪問する場合は、理学療法士等の所定単位数を算定	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票		
		居宅サービス計画書上、理学療法士等が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師が訪問する場合は、理学療法士等の所定単位数を算定	<input type="checkbox"/> 該当			
【介護予防訪問看護】 利用開始月から12月を超えた利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位減算 (令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用) ※入院による中断かつ指示書変更の場合、新たに利用が開始されたものとする。	<input type="checkbox"/> 該当			青 P1308,1309		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 との連携 〔月額定額報酬〕	連携する事業所の名称、住所その他必要な事項の届出	<input type="checkbox"/> あり	体制届	居宅サービス計画書 サービス提供票	青P216,217	
	緊急時訪問看護加算の届出	<input type="checkbox"/> あり				
	准看護師が訪問する場合は、所定単位数×98%を算定	<input type="checkbox"/> 該当				
	看護職員が要介護5の利用者を訪問する場合は、1月に800単位を 加算	<input type="checkbox"/> 該当				
	月の途中から利用した場合又は月の途中で利用を終了した場合 は、日割り計算により算定	<input type="checkbox"/> 該当				
	月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用してい る場合は、日割り計算により算定	<input type="checkbox"/> 該当				
	月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、又は他 の要介護度から要介護5に変更になった場合は、日割り計算により 算定	<input type="checkbox"/> 該当				
月の途中で末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病 の状態(医療保険の対象)となった場合は、日割り計算により算定	<input type="checkbox"/> 該当					
夜間早期加算 〔+25%〕	18時～22時、6時～8時(開始時刻が加算対象時間帯にあること。 ただし、当該時間帯におけるサービス提供時間が、全体のサービス 提供時間に占める割合がごくわずかな場合には、算定不可)	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票	青P216,217	同左	
深夜加算 〔+50%〕	22時～6時(開始時刻が加算対象時間帯にあること。ただし、当該 時間帯におけるサービス提供時間が、全体のサービス提供時間に 占める割合がごくわずかな場合には、算定不可)	<input type="checkbox"/> 該当				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	複数名訪問加算(Ⅰ・Ⅱ共通)	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P216,217	同左
		イ)利用者の身体的理由により1人での訪問看護が困難	<input type="checkbox"/> いずれか 該当	サービス担当者会議録		
		ロ)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等				
	複数名訪問加算(Ⅰ)	2人の看護師等(看護職員又は理学療法士等)が同時に実施	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ		
	複数名訪問加算(Ⅱ)	1人の看護師等(看護職員又は理学療法士等)と1人の看護補助者(資格は問わないが、訪問看護事業所に雇用されていること。)が同時に実施	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票		
	1時間30分以上の訪問	特別な管理を必要とする利用者「厚生労働大臣が定める状態」	<input type="checkbox"/> いずれか 該当	訪問看護指示書	青P218	同左
		イ)在宅悪性腫瘍等患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態				
		ロ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態				
		ハ)人口肛門又は人口膀胱を設置している状態				
		ニ)真皮を越える褥瘡の状態				
ホ)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態						
		看護職員が訪問	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	同一建物減算 〔同一建物減算1:-10%〕 〔同一建物減算2:-15%〕	(1)事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内又は同一の建物に居住する利用者〔同一建物減算1:-10%〕	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳 サービス提供票	青P218,219 緑P45~47 Q1~6	同左
		(2)上記(1)以外の範囲に所在する建物に居住する利用者が1月当たり20人以上〔同一建物減算1:-10%〕 ※訪問看護、介護予防訪問看護の利用者数を合計して判定	<input type="checkbox"/> 該当			
		(3)上記(1)の建物のうち、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上〔同一建物減算2:-15%〕 ※訪問看護、介護予防訪問看護の利用者数を合計して判定	<input type="checkbox"/> 該当			
		1月当たりの利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均 ※「当該月の1日ごとの当該建物居住利用者の合計」÷「当該月の日数」(小数点以下を切り捨て)	<input type="checkbox"/> 理解している	利用者台帳		
		サービス提供の効率化につながらない場合は、減算適用外 《同一敷地内建物等に該当しないものの例》 ○同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ○隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合	<input type="checkbox"/> 理解している			
		建築物の管理、運営法人が訪問看護事業所の事業者と異なる場合であっても、減算に該当	<input type="checkbox"/> 理解している			
		減算対象は、対象の建物に居住する利用者のみ	<input type="checkbox"/> 理解している			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	特別地域訪問看護加算 〔+15%〕	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/> 該当		青P220,221 緑P50,51 Q7~10 緑P67 Q12	同左
	中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算 〔+5%〕	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/> 該当	利用者の基本情報	青P220,221 緑P50,51 Q7~10 緑P67 Q12	同左
		通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/> 該当	運営規程		
		交通費の支払いを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	領収証		
	緊急時訪問看護加算	24時間連絡できる体制	<input type="checkbox"/> あり	勤務体制表(毎月)	青P222,223	同左
		計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制	<input type="checkbox"/> あり			
		利用者の同意	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録		
		当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票		
		1月に2回以上緊急時訪問を行った場合は、当該月の2回目以降、早朝夜間・深夜加算を算定可	<input type="checkbox"/> 該当			
		他の訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算の算定	<input type="checkbox"/> なし			
		同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護における緊急時訪問看護加算の算定	<input type="checkbox"/> なし			
		同月に医療保険の訪問看護における24時間対応体制加算の算定	<input type="checkbox"/> なし			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ 共通)	計画的な管理		<input type="checkbox"/> 実施	訪問看護計画書		
	当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算		<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票		
	他の訪問看護事業所における特別管理加算の算定		<input type="checkbox"/> なし			
	同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算の算定		<input type="checkbox"/> なし			
特別管理加算(Ⅰ)	同月に医療保険の訪問看護における特別管理加算の算定		<input type="checkbox"/> なし		青P222,223	同左
	特別な管理を必要とする利用者「厚生労働大臣が定める状態」		<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護指示書		
特別管理加算(Ⅱ)	イ)在宅悪性腫瘍等患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態				<input type="checkbox"/> いずれか 該当	訪問看護指示書
	特別な管理を必要とする利用者「厚生労働大臣が定める状態」					
	ロ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態					
	ハ)人口肛門又は人口膀胱を設置している状態					
	ニ)真皮を越える褥瘡の状態					
	ホ)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態					

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
ターミナルケア加算	24時間連絡できる体制、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> あり	勤務体制表(毎月)	青P224,225		
	主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して説明・同意	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書 同意の記録			
	ターミナルケアの提供について、利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録	<input type="checkbox"/> 実施	訪問看護記録書Ⅱ			
	死亡日及び死亡日前14日以内に <u>2日以上</u> ターミナルケアを実施	<input type="checkbox"/> いずれか 実施	訪問看護指示書 訪問看護記録書Ⅱ			
	死亡日及び死亡日前14日以内に <u>1日以上</u> ターミナルケアを実施					
	※末期の悪性腫瘍その他「厚生労働大臣が定める状態」にあるものに限る。 「厚生労働大臣が定める状態」 イ)「利用者の要件」項における「厚生労働大臣が定める疾病等」を参照 ロ)急性増悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態					
	在宅で死亡した利用者の死亡月に加算	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票			
	他の訪問看護事業所におけるターミナルケア加算の算定	<input type="checkbox"/> なし				
	同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護におけるターミナルケア加算の算定	<input type="checkbox"/> なし				
同月に医療保険の訪問看護における訪問看護ターミナルケア療養費、在宅ターミナルケア加算の算定	<input type="checkbox"/> なし					

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
/	主治医の特別な指示	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の 特別の指示があった場合は、指示の日から14日間を限度として、 訪問看護費を算定しない ⇒医療保険の対象	<input type="checkbox"/> 該当	特別訪問看護指示書 サービス提供票	青P224,225	同左
		※定期巡回連携の場合は、1日につき97単位を所定単位数から減算				
		新規に訪問看護計画書を作成	<input type="checkbox"/> 実施	訪問看護計画書		
/	初回加算	過去2月間(暦月)において、当該事業所から訪問看護(医療保険を 含む。)の提供を受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票	青P226	同左
		初回もしくは初回の訪問看護を行った日の属する月に加算	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
退院時共同指導加算		退院又は退所に当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が退院時共同指導 [※] を実施 ※利用者又はその看護に当たっている者に対して、病院等の主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。	<input type="checkbox"/> 実施	指導の記録	青P226,227	同左
		退院又は退所後の初回の訪問看護を行った場合に、 <u>1回</u> に限り加算	<input type="checkbox"/> いずれか 該当	訪問看護記録書Ⅱ サービス提供票		
		退院又は退所後の初回の訪問看護を行った場合に、 <u>2回</u> に限り加算 ※特別な管理を必要とする利用者「厚生労働大臣が定める状態」に限る。(「特別管理加算」項を参照)				
		テレビ電話装置等を活用して行う場合、利用者又はその看護に当たっている者の同意	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録		
		初回加算の算定	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票		
		他の訪問看護ステーションにおける退院時共同指導加算の算定(加算を2回算定できる場合を除く。)	<input type="checkbox"/> なし			
		同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護における退院時共同指導加算の算定(加算を2回算定できる場合を除く。)	<input type="checkbox"/> なし			
		同月に医療保険の訪問看護における退院時共同指導加算の算定(加算を2回算定できる場合を除く。)	<input type="checkbox"/> なし			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
看護・介護職員連携強化加算		緊急時訪問看護加算の届出	<input type="checkbox"/> あり	体制届	青P226.227	
		看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成、緊急時等の対応についての助言	<input type="checkbox"/> 実施	助言の記録		
		看護職員が、訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認	<input type="checkbox"/> いずれか実施	訪問看護記録書Ⅱ		
		看護職員が、利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票		
		訪問介護員等と同行訪問を実施した日、又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算	<input type="checkbox"/> 非該当			
看護体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ共通)		利用者の同意	<input type="checkbox"/> あり	同意の記録	青P228.229	同左
		(1)算定日が属する月の前6月間において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上	<input type="checkbox"/> 該当			
		(2)算定日が属する月の前6月間において、事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上	<input type="checkbox"/> 該当			
		(3)算定日が属する月の前月の訪問看護の提供に当たる従業員の総数に占める看護職員の割合が60%以上 (令和5年4月1日施行)	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳 サービス提供票 確認表(毎月)		
		割合及び人数について、継続的に基準を維持し、台帳等により毎月記録	<input type="checkbox"/> 実施			
看護体制強化加算 (Ⅰ)		(4)算定日が属する月の前12月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	<input type="checkbox"/> 該当			
看護体制強化加算 (Ⅱ)		(5)算定日が属する月の前12月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
サービス提供体制強化加算 (I・II 共通)		(1) 全ての 看護師等(看護職員及び理学療法士等をいう。以下同じ。) ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は予定	<input type="checkbox"/> 実施	個別研修計画(毎年度) 研修実施記録(毎年度)	青P230,231	同左
		(2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に(おおむね1月に1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 実施	会議録(毎月)		
		(3) 全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に(少なくとも1年以内ごとに1回)実施	<input type="checkbox"/> 実施	健康診断実施記録(毎年度)		
サービス提供体制強化加算 I		(4) 前年度又は前3月 について、看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上 ※常勤換算人数を用いて計算すること ※前3月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合について、毎月継続的に基準を維持すること	<input type="checkbox"/> 該当	職員台帳 勤務体制表(毎月) 確認表(毎年度又は毎月)		
サービス提供体制強化加算 II		(5) 前年度又は前3月 について、看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上 ※常勤換算人数を用いて計算すること ※前3月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合について、毎月継続的に基準を維持すること	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
【訪問看護の場合】 サービス種類相互の 算定関係		短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 サービス提供票	青 P126,224,225	
		介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の退所(退院)日、又は短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)に訪問看護をしていない	<input type="checkbox"/> 該当			
		※ただし、「厚生労働大臣が定める状態」にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者は、算定可(「特別管理加算」項を参照)				
		介護老人保健施設等の入所(入院)当日において、入所(入院)前の訪問看護は、算定可	<input type="checkbox"/> 該当			
		同一時間帯に他の訪問サービスを受けていない				
	※ただし、訪問介護と訪問看護を同一時間帯に利用することについては、サービス担当者会議等において必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスを算定可	<input type="checkbox"/> 該当				
【介護予防の場合】 サービス種類相互の 算定関係		介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	介護予防サービス計画書 サービス提供票	青P1283, 1308,1309	
		介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)に介護予防訪問看護をしていない	<input type="checkbox"/> 該当			
		※ただし、「厚生労働大臣が定める状態」にある又は主治の医師が退所・退院した日の介護予防訪問看護が必要であると認めた利用者は、算定可(「特別管理加算」項を参照)				
		介護予防短期入所療養介護の入所(入院)当日において、入所(入院)前の介護予防訪問看護は、算定可	<input type="checkbox"/> 該当			
	同一時間帯に他の訪問サービスを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当				